

臨床調査個人票（指定難病） 記入にあたっての留意事項

令和7年4月作成

臨床調査個人票の作成時における主な留意事項を記載しています。ご不明な点をご連絡ください。

- ・岡山市に住民票がある方

岡山市保健所 健康づくり課特定疾病係

TEL:086-803-1271

- ・岡山市を除く岡山県内に住民票がある方

岡山県医薬安全課

TEL:086-226-7342

記載方法について ②

■全体的な留意事項については、下記の厚生労働省ホームページ(臨床調査個人票について)の「改正臨床調査個人票記入にあたっての留意事項」をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000170897.html>

●新規・更新

1ページの右上、新規・更新は必ずご記入ください。

<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 更新
-----------------------------	-----------------------------

●検査所見

小数点が必要な検査については、1つの数値ボックスに小数点を記入ください。なお、数値ボックスが不足する場合は小数点以下を四捨五入してください。

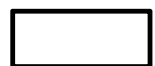
正しい数字の記入例

3 3 2 . 5 $\mu\text{g/dL}$

悪い記入例

12 1. 多重記載は
読取不能

●臨床調査個人票の枠線の種類について



細 枠 : 新規申請・更新申請ともに記載が必要



太 枠 : 新規申請時、記載**必須**



点線太枠: 更新申請時、記載**必須**

※※ 注意事項 ※※

全体的な記入において注意いただきたいのは下記のとおりです。

- 摩擦熱で消えるペン(フリクションボール等)で記載されている臨床調査個人票は受付できません。ペンの注意書きにも、「証書類・宛名など消えてはいけないものには使用しないでください。」と記載があります。
- 医師の氏名および指定医番号の記入もれに注意してください。
- 指定医番号の誤りが多く見受けられます。書類記載時には指定医番号に誤りがないかの確認をお願いいたします。
(岡山県で指定している場合、「33」から始まる10桁の番号です。
岡山市で指定している場合、「66」から始まる10桁の番号です。)
指定医の通知に記載されていますが、不明な場合はお問い合わせください。

※※ 注意事項 ※※

全体的な記入において注意いただきたいのは下記のとおりです。

■ 重症度分類については、適切な医学的管理下で治療が行われている状態で、記載年月日から直近6か月間で最も悪い状態を記載してください。

■ 「診断年月日」は、診断基準と重症度分類を満たしていると総合的に判断した日、(記載年月日の直近6か月以内の日付)を記入してください。

■ 更新期限が切れてしまった方は、改めて新規申請が必要になります。そのため、臨床調査個人票も新規(太枠)の記載内容でご提出ください。なお、改めて検査ができない等で新規内容の記載が難しい場合は、その旨を特記事項へご記入ください。ただし、疾病によっては審査に必要な項目について、必要時に問い合わせをする場合があります。